

丹後の感染症情報をお届けするメール通信

┌───┴───┐
| 感 | 染 | 症 | 情 | 報 | @ | 丹 | 後 |
└───┬───┘

第6号 (2018年2月7日発行)

こんにちは☺ 京都府丹後保健所 保健室 感染症・難病担当です。

寒さがますます厳しくなり、インフルエンザをはじめとした様々な感染症の流行シーズンを迎えています。

このメール通信は、医療関係者の方に知っていただきたい感染症に関する情報をピックアップしてお届けいたします。不定期の発行ですが、できる限りタイムリーな情報をお知らせできるよう努めてまいります。

是非、日常の感染症診療にお役立てください。

<主な内容>

- 管内における全数報告の感染症発生状況 (H29.7~H29.12)
- 感染症法施行規則等が一部改正されました (H30.1.1~適用)
- 府内医療機関での結核発生事例
- レプトスピラ症とは

管内における全数報告の感染症発生状況 (H29.7~H29.12)

【1類感染症】報告なし

【2類感染症】**結核**が13件報告されました

肺結核	6件
肺外結核	1件
潜在性結核感染症	6件

【3類感染症】報告なし

【4類感染症】**重症熱性血小板減少症候群** **レジオネラ症** **レプトスピラ症**がそれぞれ1件報告されました

【5類感染症】**侵襲性肺炎球菌感染症**が2件、**カルバペネム耐性腸内細菌感染症**が1件報告されました

★お願い★

5類感染症のうち、「カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症」「バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症」「バンコマイシン耐性腸球菌感染症」「薬剤耐性アシネトバクター感染症」「侵襲性髄膜炎菌感染症」の届出があった場合は、併せて検査検体の提出が必要です。届出受理後、改めて保健所から詳細についてご連絡をさせていただきます。

感染症法施行規則等が改正されました（H30.1.1～適用）

感染症法施行規則の一部を改正する省令が公布・施行され、本年1月1日から適用されています。

■改正のポイント■

1 風しん

風しんによる先天性風しん症候群等の健康被害をなくすため、平成32年度までの風しんの排除状態を達成する必要があることから、医師が診断後直ちに届け出なければならぬ五類感染症として風しんが定められました。

【風しんの届出のために必要な要件】

検査診断例：①届出に必要な臨床症状の1つ以上を満たし、かつ、②届出に必要な病原体診断のいずれかを満たすもの

臨床診断例：①届出に必要な臨床症状の3つすべてを満たすもの

① 届出に必要な臨床症状

ア 全身性の小紅斑や紅色丘疹 イ 発熱 ウ リンパ節腫脹

② 届出に必要な病原体診断

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	咽頭ぬぐい液、 血液、髄液、尿
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	
抗体の検出（IgM抗体の検出、ペア血清での抗体陽転又は抗体価の有意上昇）	血清

また、今回の改正に伴い、風しんに関する特定感染症予防指針も改正され、「ウイルス遺伝子検査を原則として全例実施する」「1例でも発生した場合、積極的疫学調査を実施する」ことに改められましたので、患者発生時の届出や検体採取、調査への御協力をお願いいたします。

<京都府感染症情報センター 風しんの届け出がかわりました>

<http://www.pref.kyoto.jp/idsc/data/news/file-20180111.pdf>

2 百日咳

これまで五類感染症（定点把握疾患）でしたが、成人を含む患者の発生動向を把握する必要があるため、五類感染症（全数把握疾患）に改正されました。

百日咳と診断された場合は、診断後7日以内に患者の性別や年齢等について、診断をした医師が届け出る必要があります。

府内医療機関での結核発生事例

昨年6月から11月にかけて京都府内の病院で結核の集団感染事例が発生しました。

初発患者は70代男性で認知症があり、入院中病棟内を徘徊。6月に肺結核と診断され、結核指定医療機関に転院しましたが、7月末に結核により死亡しました。11月28日時点で入院患者17名の発病と入院患者・病院職員等計40名の感染が接触者健診により確認されています。また、初発患者と同じ病棟の発病患者8名の結核菌の遺伝子型が一致しており、初発患者からの感染である可能性が高いことが判明しています。

■ポイント■

1. 高齢者は結核の既感染率が高いため発病する患者数が多く、結核特有の呼吸器症状が出ない事例や、呼吸器以外の症状（体重減少、倦怠感等）のみが出る事例が多くみられるため、結核診断の遅れが生じやすいとされています。高齢者の入院時及び定期的に胸部エックス線撮影等の検査を実施いただく等、引き続き結核対策を徹底いただきますようお願いいたします。
2. 結核は感染症法では2類感染症に位置づけられ、診断した医師は直ちに届け出ることとされています。結核患者と診断した場合には、まずは保健所へ電話で連絡いただいた上で、発生届を提出ください。また、感染源追究や感染者の早期発見のため、積極的疫学調査（他者との接触状況に関する聞き取り）や接触者健診の実施についても御協力をお願いいたします。

<結核院内(施設内)感染対策の手引き 実際に役立つQ & A >

http://www.jata.or.jp/dl/pdf/law/2014/3_2.pdf

レプトスピラ症とは

レプトスピラ症は4類感染症に位置づけられ、細菌によって起こる感染症です。レプトスピラ症にかかっている動物の糞や尿で汚染された土壌や水が、体の傷や粘膜に接触することによって感染し、ヒト-ヒト感染はまれとされています。水関連のレクリエーションで感染する可能性もあり、特に洪水の後等は感染リスクが高まります。

本年9月に到来した台風により汚水がついた地下水の泥やごみの処理作業をされていた方が、約1週間後頭痛や発熱、筋肉痛の症状を訴え、管内の病院を受診されました。主治医から病状や水没地域での作業歴等からレプトスピラ症を疑うと保健所に相談があり、国立感染症研究所にて検査を行ったところ、陽性の結果でした。レプトスピラ症は国内で年

間約30例の届出がありますが、検査を行える機関が少なく、診断が難しい感染症の1つとなっています。

また、レプトスピラ症に限らず、自然災害により感染リスクが高まる感染症は様々です。

国立感染症研究所のホームページでは、災害発生時に発生しうる感染症に関する情報や必要な備えについて記載されています。

<国立感染症研究所ホームページ 災害と感染症ポータル>

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/disaster.html>

★編集・発行★ 京都府丹後保健所 保健室 感染症・難病担当

〒627-0011 京都府京丹後市峰山町丹波 855

電話：0772-62-4312 FAX：0772-62-4368

<バックナンバー>

<http://www.pref.kyoto.jp/tango/ho-tango/1175221499277.html>